

それは、“ボォレ ダァ”で始まった
—国際家族法学会第8回世界会議
(統一テーマ・国境を越えた家族) に出席して—

小 野 幸 二

ボォレ ダァ Bore da とは、イギリスのウェールズ語で、“おはよう”という意味である。国際家族法学会（ISFL）第8回世界会議が、1994年6月28日から7月2日にかけて、英国ウェールズのカーディフにおいて開催され、私は2日目の午前中、「日本における難民の現状と人権」(The States of Refugees and Human Right in Japan) というテーマで研究報告した。“ボォレ ダァ”は、そのとき開口一番発した言葉である。その趣旨は、国際会議での緊張を解（ほぐ）す意味と、ジョークの好きな外国人の“受け”を狙ったものであった。“ボォレ ダァ”と言っても、会場は静まりかえっている。間をおいて、また言ったが、何んの反応もない。誰も笑ってくれない。そこで、私は、ボォレ ダァというのはウェールズの現地語で、good morningの意味だと説明したが、それでも笑わない。考えてみると、この言葉をホテルマンに聞いたとき、若い人は言葉自体を知らず、年配の人がやっと思い出してくれた位だから、外国人に判ろうはずがなかったのである。ともかく緊張が解れるどころか、かえって緊張してしまった。

この国際会議は、近年自分の生まれ育った故国や独自の文化を離れる個人や家族が急増していることにかんがみ、「国境を越えた家族」(Families Across frontiers) というテーマで、国連の国際家族年委員会と常設ハーグ国際会議委員会との共催で行われたものである。たしかに、今日国際的な家族の流動化すなわちボーダーレス・ファミリー現象の増加により渉外家族や難民の問題について各国は頭を悩ませており、この会議に対する期待も大きかったが、会議では国際条約や国際私法がこれらの問題にどう取り組むべきか、各国の国内法、とくに家族法はこれらの問題にどう対処すべきか、また、これらの問題について国際協力はどう行うべきか、などの諸点について議論がなされた。主要トピックは、①基本的人権および家族の権利・子供の権利の保護、②国際私法および家族問題についての国家間の協力、③家族をめぐる人権・宗教・文化についての諸問題に対する国内法の対応、の3点であった。

私が報告をした7月1日（金曜日）は、①人権をめぐる各国の対応、②誘拐、③養子縁組の3つの部会に分かれ、つぎのようなスケジュールで、研究報告と質疑応答が行われた。



9:00	<u>人権をめぐる各国の対応</u>	<u>誘拐</u>	<u>養子縁組</u>
	<p>「オランダにおける家族移民」 テオ・クーンズ (オランダ)</p> <p>「在仏外国人とその家族：新移民法」 ヒュー・フルシロン (フランス)</p> <p>「同伴者のいない未成年のE Cでの扱い」 デービッド・パウル (イギリス)</p>	<p>「国際児童誘拐を抑止するためのハーグ条約の利用」 リンダ・シルバーマン(米国)</p> <p>「国際児童誘拐（様々な国によるハーグ条約及び欧州条約の適用と解釈）」 ビー・フェアシュラーゲン (オーストリア)</p>	<p>「国際養子縁組条約をめぐる民間の国際法交渉」 ハリー・D. クラウゼ (米国)</p> <p>「国際養子縁組に関する1993年ハーグ条約を考慮した国際養子縁組の承認」 ライナー・フランク(ドイツ)</p> <p>「ハーグ条約以後。不法養子縁組行為とのたたかい」 イエンス・K. A. ディネセン (デンマーク)</p>
10:45~11:15		コーヒー・ブレイク	
11:15	<p>「最高の荣誉：イギリスから子供の輸出」 ジョン・イーケラー (イギリス)</p> <p>「日本における難民の現状と人権」 K. オノ (日本)</p> <p>「ジプシー」 ウォルター・ウェイラウチ (米国)</p>	<p>「国際児童誘拐の民事的側面に関する条約（ハーグ条約）をめぐるオーストラリア裁判所の姿勢」 チーフ・ジャスティス・ニコルソン (オーストラリア)</p> <p>「実際に行われている国際児童誘拐の諸側面に関するハーグ条約」 ロバート・J. レヴィ (米国)</p> <p>「スウェーデンの法律からみた国境を越えた児童の誘拐」 ミカエル・ボグドン (スウェーデン)</p>	<p>「国際養子縁組に関するロシアの法律」 オルガ・A. デュゼバ (ロシア)</p> <p>「外国人児童の養子縁組」 カラ・アンデルセン、イザベル・アルデフ (フランス)</p> <p>「国際養子縁組：アメリカ諸国間条約とハーグ条約（案）の比較分析」 ベドロ・シルバ=ルイス (プエルトリコ)</p>
12:45~14:00		昼食	
14:00~15:30		全体会	
	<p>「国境をまたぐフェミニズム」／フランセス・オルセン (米国)</p> <p>「出産旅行、遺伝子検査、法律」／リンダ・ニールセン (デンマーク)</p>		
15:30~16:00		ティー	
16:00~17:30		ISFL総会	

私が発表した日本の難民事情については、主としてインドシナ難民の日本における人権問題について報告したもので、その要旨はつぎのようであった。

なお、学会で報告した詳細は、筆者・別稿「日本における難民の現状と人権」を参照されたい。

Acceptance of refugees in Japan first started in 1975 when the first boat people arrived here. In the nineteen years since that time, 13,747 boat people from Vietnam have landed in Japan as of the end of December, 1993. Of those, 3,413 have been permitted to take up permanent residence in Japan. Including refugees from other countries there are 9,246 refugees who have settled in Japan.

Because Japan has entered into the 1981 Convention Relating to the Status of Refugees, the human rights of refugees are fully guaranteed. For instance, refugee children may attend public elementary schools and junior high schools without payment of tuition in the same manner as Japanese pupils. They are treated no differently from the Japanese in seeking higher education and are eligible for scholarships as well.

If refugees lose jobs or become ill making it difficult for them to make a living, their family members are able to receive assistance towards livelihood, education, housing and medical care.

Furthermore, Japan ratified the "Convention on the rights of the Child" on March 29, 1994 so that now, children of refugees shall not be separated from their parents against their will and they are now able to enter or exit the country in order to see family members. In any case, as far as Vietnamese were concerned, Japan already had an Orderly Departure Program in place so that people were permitted to enter the country to be united with family members and refugees were allowed to call on family members to join them here.

In such a manner, Japan has had a full-scale refugee policy from the standpoint of international cooperation and respect for human rights. However, the nation is faced with yet another issue of how to deal with a new type of economic refugees involving

approximately 3,000 camouflaged refugees arriving on boats from China in 1989.

Because Japan terminated its special treatment of Indochinese refugees and displaced persons on March 4th of this year, most of these economic refugees will now be handled as illegal entrants and will face enforced repatriation.

Such unilateral enforced repatriation, however, could develop into international issues and there could be other problems in view of the rights of the boat people. The Japanese government will be confronted in the future by such difficult problems.

大法官Mackay卿の開会宣言で幕を開けたこの世界会議は、国連の国際家族年の事業の一環ともなった関係で、国連代表、ハーグ会議、国際人権機関からの特別報告もあり、成功裡に終わった。日本からは、7名が報告し、渡欧中の諸先生を含め、40名近い人が参加した。全体では、約40カ国から参加者があり、うち90名余りが報告したが、とくにアフリカ、東欧、ロシアからの参加者が目を引いた。

会議が行われたカーディフCardiffは、ウェールズ的首都で、ロンドンから列車で西へ約2時間行った所にある。伝統を重んじるこの地は、1563年イングランドに併合されながらも、町の表示には今もすべてウェールズ語と英語で書かれてある。すでに1世紀には、ローマ人の町が出来ていたというだけあってとても古く落ち着いた荘重な佇まいである。私は町をゆっくり流れるタフ川のほとりのホテルに泊まったが、1900年前に建てられたといわれるカーディフ城（当地で、この城はのちに石炭で成功した地元の人が修復したと聞いた）の北東10分位の所に裁判所や市庁舎などが集まる行政区があり、この近くに今回の会議のメイン会場となったカーディフ大学がある。

会議が終るや、風光明媚なウェールズを見物する暇もなく、トルコを經由して7月4日に帰国した。今回の海外出張は、トルコ航空を利用したので、行きも帰りもトルコを經由する必要があったので、帰りはイスタンブルに一泊し、古都を見学することにした。イスタンブルは、ボスフォラス海峡を挟んで、アジアとヨーロッパ両大陸にまたがるトルコ最大(700万人)の都市である。夕方、パリから着いて、すぐ新市街にあるガラタ塔Galata Towerに上がった。14、5世紀ジェノバ人居住区に建てられた円筒形の塔が今は8階までエレベーターで行ける。金角湾の向こうに旧市街や遠くマルマラ海の見える絶景の場所である。夜はナイトクラブになり、ベリーダンスを楽しませてくれた。帰りは10時を過ぎたが、イスタンブルは当夜だけということで、友人3人と坂を下り新ガラタ橋に行ったまではよかったが

暗闇で3匹の野犬に追いかけられ、狂犬病持ちの野良犬がいると聞いていたので、全く生きた気持ちがしなかった。シャレではすまされない経験であった。翌日は、午後成田に向け出発するので、午前中短時間であったが、アヤソフィア大聖堂の裏手にあるトプカプ（大砲門の意味）宮殿を見学した。この宮殿は、メフメットⅡ世（在位1451～1481）がコンスタンティノーブル征服数年後に建てた王宮で、ハレム Harem、陶磁器室、宝物室などから成っている。

トルコの人々は熱っぽくプライドが高いが、1923年初代大統領に就いたケマル・パシャ將軍（「アタテュルク」（トルコの尊父）と呼ばれている）が、日本の明治維新を研究し、「日本に学べ」をスローガンにし、日露戦争に勝ったことから親日感情が良く、日本人ということでタクシー料金をタダにしてくれる例も少なくないそうである。東洋と西洋を結ぶ第2ボスフォラス大橋は、1988年日本の企業共同体が中心になって完成させた橋である。

国際会議から帰国して、またすぐ7月13日、今度は37日間の予定で本学創立70周年記念事業の研究調査（米国におけるインドシナ難民の人権問題についての調査）のため渡米した。その報告は、学内新聞「大東文化」462号、463号（難民と人権〈上〉、〈中〉）に概略掲載し、465号で終わる予定である。ともかく、平成6年は忙しい一年であった。